委託業務者選考基準

1　第一次審査（書類審査）

（1）選 定 方 法　技術提案書の提出を要請する者の選定は、書類審査を行い条件に適合する参加者について、参加表明書評価基準に基づき評価し、評価点の高い順に選定する。

（2）選　定　数　評価点の高い順に、３者程度とする。

（3）結果通知等　選定の結果は、書面により通知する。

（4）参加表明書評価基準

参加表明書の評価項目及び判断基準は、以下のとおりである。

	評　価　項　目	配点	計
様式第４号	1　学校給食に対する基本的な考え方について		15
	① 調理等業務の受託事業者としての取り組み姿勢や考え方について	5	
	② 「より安全で、よりおいしい」学校給食を提供するための理念・方針等について	5	
	③ 学校給食を通じた地域経済、社会への貢献について	5	
様式第５号	2　危機管理について	5	15
	④ 食中毒、異物混入等の事故に対する防止策について		
	⑤ 調理員のケガや体調不良時など緊急時、突発的な事故への対応について	5	
	⑥ 応募事業者の業務履行が不可能になった場合の対応について	5	
様式第６号	3　安全衛生管理について		10
	⑦ 学校給食業務の衛生管理に対する関係法令等の遵守と対策について	5	
	⑧ 日常の健康管理、感染症が確認された場合など、業務従事者の健康管理について	5	
様式第７号	4　業務従事者の教育について	5	10
	⑨ 安全衛生管理の教育について		
	⑩ 調理技術の教育について	5	

	評　価　項　目		配点	計
様式第８号	５　業務の実施体制について			
		⑪ 予定している業務責任者の業務経験について	5	20
		⑫ 業務従事者の雇用方針について	5	
		⑬ 休暇や退職等による欠員に対するバックアップ体制について	5	
		⑭ 受託決定から業務開始までの準備対応について	5	
様式第９号	６　食育の推進について			
		⑮ 食育を推進するうえで、重要視している項目と内容について	5	15
		⑯ 食育活動の支援、協力体制について	5	
		⑰ 本町で展開を計画している食育活動と地産地消の取り組みについて	5	
合　　計				85

２　非選定通知に関する事項（第一次審査）

（１）非選定通知

第１次審査の結果、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）をもって通知する。

（２）非選定理由の説明請求

非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に書面（様式自由、ただし、Ａ４版とする。）により、非選定理由について説明を求めることができる。

３　第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

（１）プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所等は、別途通知する。

（２）プレゼンテーションの内容は、提出された提案書の内容説明とし、ヒアリングの内容は、審査委員による質疑応答とする。

（３）説明に際しては、提出された提案書の内容でモニター（プロジェクター）又は拡大パネルを使用することを認める。なお、パソコンで行う場合のモニターは会場に用意するが、パソコン、プロジェクター及びスクリーンは各自で用意すること。

（４）提案書評価基準

提案書の評価項目及び判断基準は、以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点及び評価事項	配点	計
取組意欲	委託業務に対して、積極的か。	5	5
業務の実施方針及び手法	委託業務に対して、建設的な提案がされたか。	5	10
	町に根ざした安全、安心、美味しい学校給食の提供に向けた真摯な姿勢が感じられたか。	5	
合　　計			15

４　特定通知等に関する事項

（１）特定通知

特定された者に対して、特定された旨を書面（特定通知書）により通知する。

（２）非特定通知

提出した技術提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨を書面（非特定通知書）により通知する。

（３）非特定理由の請求

非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に書面（様式自由、ただし、Ａ４版とする。）により、非特定理由について説明を求めることができる。

５　設計業務契約

（１）契約の締結

最優秀者を業務に係る随意契約の見積書徴取の相手方とし、契約の交渉を行うものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となったときは、優秀者（次点）を業務に係る随意契約の見積徴取の相手方とする。

（２）契約金額

契約限度額以内で提出された見積書の金額に消費税及び地方消費税を加算した額を契約額として決定する。